平成２３年（フ）第２４７号
兵庫県加古川市西神吉町岸356番地
破産者　明定　淺夫
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１８８号
熊本市白藤４丁目１番20号
破産者　松田　幸代
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２９５３号
札幌市白石区菊水元町１条１丁目７番13号　シーケンス103号
破産者　月舘　孝子（旧姓安藤）
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３８号
北海道北広島市大曲並木２丁目９番地４
破産者　諸澤　一憲
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３９号
北海道北広島市大曲並木２丁目９番地４
破産者　諸澤美代子
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０３号
北海道旭川市南７条通25丁目８番地の182
破産者　太田　耕嗣
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１６号
群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山3508番地２
破産者　飯ヶ浜幸次
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第８３号
群馬県高崎市金古町582番地６
破産者　坂本　勝則
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１５５号
群馬県高崎市井野町541番地４
破産者　綿貫　榮吉
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２３０号
岐阜県大垣市東前３丁目５番地　フレグランスＮＵＮＡＭＩ－Ａ棟101、開始決定時の住所岐阜県大垣市深池町949番地
破産者　加納　栄一
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
静岡県磐田市水堀328番地
破産者　浅井　伸郎
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
静岡県浜松市北区初生町790番地の15
破産者　橋本　友治
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
奈良県大和郡山市矢田山町14番地11
破産者　大西　孝則
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９５号
鳥取県鳥取市倭文154番地１
破産者　和田　　豪
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２８号
熊本市長嶺東８丁目13番１―205号
破産者　芹口　博光
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２３年（フ）第１０７８号
愛知県あま市甚目寺須原98番地　サザンウインドウパートⅢ405号
破産者　大島友子こと　趙　　友子
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７９号
愛知県愛知郡東郷町春木台２丁目10番地17　ネオアージュ東郷Ｂ棟102号
破産者　野村　和寛
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１１７号
名古屋市南区元塩町５丁目１番地の７　サン・コーポラス笠寺105号
破産者　佐藤　良則
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６３号
名古屋市南区桜台２丁目10番７号　ヴェルジュ桜台301号
破産者　煙石　大樹
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１８７号
名古屋市中川区高畑２丁目68番地　エスポアソレイユ４Ｂ号
破産者　小島美佐雄
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２４号
名古屋市南区西又兵ヱ町４丁目９番地　第二大生荘１棟107号
破産者　シェイフ　フィアーズ　アハマドこと　ＳＨＥＩＫＨ　ＦＡＹＹＡＺ　ＡＨＭＥＤ
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部